

令和4年度 第5回長野県公共事業評価監視委員会

日時 令和5年2月22日（水）15時00分～16時00分
場所 長野県庁西庁舎111号会議室（Web会議）

1 開 会

（事務局）

それでは定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第5回長野県公共事業評価監視委員会を開催いたします。

私は、本日の司会進行を務めます、長野県政策評価室の西山広一です。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、政策評価室長の水野からご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

（水野政策評価室長）

永藤委員長はじめ、委員の皆様には、ご多用の中、ご出席いただき、ありがとうございます。

昨年11月に意見書をいただきました令和4年度公共事業評価については、県の対応方針を決定し、令和5年度当初予算案に反映しまして、県議会2月定例会に提出したところです。委員の皆様には、対象箇所の現地調査、ご審議をいただきましたことに、改めてお礼を申し上げます。

さて、今回の県議会には、今後5年間の県政運営の基本となる新たな総合計画「しあわせ信州創造プラン3.0」の案をお諮りしているところです。

この計画案では、基本目標として、「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」を掲げております。確かな暮らし、ゆたかな社会を実現する上で、公共事業による社会資本整備が果たすべき役割は大変重要と認識しています。

委員の皆様には、引き続き、本県の目指す姿の実現に向け、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、新規箇所の新たな評価制度についてご意見を伺います。前回の委員会で見直しの方向性をご説明したところですが、制度内容がまとまってきましたので、あらためてご説明をさせていただきます。

見直しに当たっては、限りある財源を優先度の高い事業に重点化する仕組みとし、社会情勢などに適応した客観的な評価基準を設定できるよう検討をまいりました。

来年度の評価監視委員会では、新たな評価制度を適用した県の評価案に対してご意見をいただくとともに、評価基準が適切なものとなっているかという点についてもご意見をいただき、制度の更なる改善を図ってまいりたいと考えています。

本県の公共事業評価制度がよりよい制度となるよう、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。

(事務局)

続いて、本日の委員の出席についてご報告申し上げます。

本日は、会場に、永藤委員長、古本委員の2名、リモートで、加々美委員、北村委員、熊谷委員、小林委員、五味委員、小山委員、新宅委員、豊田委員の8名のご出席をいただいております。

委員10名全員の出席をいただいておりますので、過半数に達していますので、長野県附属機関条例第6条第2項の規定により、本委員会が成立してまいりますことをご報告いたします。

また、本日の会議は公開で行い、後日、議事録を県ホームページで公開する予定ですので、ご承知おきください。

次に資料のご確認をお願いします。

会場の皆様は、お手元に配布しております。リモート参加の皆様にも、同じデータをお送りしておりますので、ご覧ください。

今回の資料は、次第、資料1、別添資料1、別添資料2、資料2となります。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

会議の議長は、長野県附属機関条例第6条第1項により委員長が務めることになってまいりますので、以降の議事進行につきましては、永藤委員長にお願いします。

よろしく願いいたします。

(永藤委員長)

委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、本当に感謝いたします。

今回は、いま室長からもお話があったとおり、新規評価制度の見直しなどについて審議を行うこととしております。

適切な評価を行う上では、評価の仕組みや基準が適切に設定されていることが非常に重要なこととなります。毎回言っておりますけれども、県が実施する公共事業は、客観性、透明性を確保しつつ、限られた財源の効率化、重点化にも繋がるものとなるように、引き続き、適正かつ適切な評価を行うとともに、変化の大きい時代の中で、長野県の特性を踏まえた評価ができるように検討してまいりたいと思います。

新たな制度は、令和5年度の評価から適用するという事なので、制度の内容をしっかりと確認して、今後もよりよい制度に改善していけますよう、委員会として引き続き有意義な意見、提言をしていきたいと思っております。

委員の皆様のご協力を、是非よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事を進めてまいります。

今回の委員会では、(1)新規評価制度の見直しについて、(2)事後評価様式の見直しについて、の2点について審議をいたします。

それぞれ、事務局から説明をしていただき、その後委員の皆様からご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。

3 議事

(1) 新規評価制度の見直しについて

(永藤委員長)

それでは(1) 新規評価制度の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

(政策評価室)

政策評価室の北澤です。よろしく申し上げます。資料1をご覧ください。新規評価制度の見直しについて、新たな新規評価制度案の概要をご説明いたします。

まず、現行制度から共通する基本的な事項ですので、既にご承知かと思いますが、ご確認ください。

新規評価の役割については、変更ありません。新たに事業に着手しようとする箇所について評価を行い事業採択の判断に活用するものであり、評価に当たっては、再評価や事後評価の審議結果を反映していくということにしております。

続いて、新規評価の対象箇所、こちらも変更ありません。新たに事業に着手しようとする箇所のうち、以下を除く全ての箇所について評価を行います。除外する箇所としましては、災害復旧に関する箇所や、維持管理等現状の機能を確保するための箇所などについては除外するということになっております。

続いて、新規評価制度の見直しの方向性ですが、こちらは前回の第4回委員会のときにご説明した内容と重複しますが、再度確認をさせていただきます。

前提としましては、優先度の高い箇所に投資を重点化する仕組みになるよう、検討してまいりました。

現行制度の現状と課題について、3点記載してあります。

まず1点目として、総合評点による判定を行っており、必要性、重要性、効率性、緊急性、計画熟度といった5つの視点で総合評価を行ってきております。この5つの評価の項目の中には、最低限満たすべき項目、例えば必要性とか計画熟度といった項目と、優先度を比較する項目、例えば重要性とか、緊急性、こういったものが混在しているのではないかと考えました。仮にですが、必要性が低くても他の点数が高ければ結果的にA評価になるというようなことも起こり得る制度になっていると思います。そこで、改善策としまして、事業着手の妥当性の判定と、優先度の評価、この2つに分けてはどうかということで検討してまいりました。

2点目ですが、評価基準と配点について、平成15年度の制度開始から少しずつ見直しをしながらやってきているのですが、社会情勢などに適合した評価基準の見直しが必要なのではないかということ、また、より客観性、公平性の高い制度にしていかなければいけないということで、改善の方向性として、評価基準をもう一度見直して、理論的な評点の方法、感覚的ではなく理論的な評点ができないかということを検討してまいりました。

3点目ですが、現行制度は事業ごとに一律の評価基準を適用しています。市街地、中山間地など地域特性に応じた評価が困難という一面があります。例えば、道路については平地と中山間地では、交通量も違いますし、周辺の環境も違います。道路に期待する

役割が異なる中で、一律の尺度で評価していいのかという考えもありますので、そこが課題かと思っています。また、市街地など人口の多い箇所に評点が偏ってしまえば、地域格差が拡大してしまうという恐れがあります。中山間地が多い本県で、それでいいのかというところがありますので、検討の方向性として、地域特性を考慮した評価ができないかということを検討してまいりました。

まず、新たな評価制度の仕組みとして、「妥当性」と「優先度」の2つの視点による評価を行うことにしたいと考えております。

妥当性評価は、事業実施の妥当性を判定するために、県が実施する上で満たすべき評価項目をチェックしていくというものです。これによって、妥当性の低い箇所は着手を見送ることを考えております。

優先度評価は、実施箇所の優先順位付けをするために、事業種類ごとの評価基準により優先度を点数化することを考えております。これによって、優先順位を明確化して、着手の判断に活用しようというものです。

詳細の説明になりますが、まず妥当性評価についてご説明いたします。

妥当性評価は、事業着手の最低基準の明確化を図ったものです。ポイントとしては、県が事業を実施する上で最低限満たすべき共通の項目を評価いたします。全ての項目を確実に評価するチェックリストの形式にまとめました。なお、再評価、事後評価の審議結果を踏まえて評価項目を設定しておりまして、今後も見直しを図っていくこととしております。

評価項目については、ご覧の18項目を設定しました。左側に評価の視点を3つ記載してあります。

まず1つ目、事業の位置づけとして、事業目的の整理、関連計画や重点政策との整合、県が事業実施主体となる妥当性、採択要件の確認といった評価があります。

2つ目の効率性・事業効果ですが、事業効率性、直接効果・間接効果の整理、事業費の妥当性、事業期間の妥当性、将来にわたる効果発現見込み、工法等の比較検討、環境への配慮といった評価項目としております。

3つ目の計画熟度ですが、事業要望・情報の共有、地域の合意形成、用地補償の事前調査、関係機関との協議、事後評価・再評価からのフィードバック、こういった評価項目をとっています。

この18項目の全てにチェックがついているかということで、実施の妥当性を判断したいと考えております。

具体的な項目の判定基準を見ていただきたいと思います。それぞれ判断基準を作っておりますので、その中から、まず「事業費の妥当性」の項目についてご説明します。

判断基準として、事業費の積み上げは適切かということを見ていくものです。評価の視点としましては、事業費が地域の特性を踏まえて積算されており、単位当たり事業費が類似箇所の事業費と比較して妥当な水準となっている場合に妥当と判断します。また、事業費が割高になる場合、その要因が明確に説明できる場合に妥当と判断するというようにしております。

この「妥当な水準か」というのは、安ければいいということではなくて、必要なものがきちんと積み上げられているかというところを確認していきたいと考えております。

ここでの評価は、単位当たり事業費を記入して、それを現地機関と本庁の担当課で確認することをもって妥当性を判断していきたいと思っております。

中段以降の記載については、令和4年度の評価監視委員会からのご意見を踏まえた、確認事項として設定しているものです。

こちらが、再評価の意見書の「おわりに」の部分を抜粋したものです。「今年度の対象案件の中には、施工箇所の地質が当初計画時の想定と異なっていたことに伴う軟弱地盤対策の追加等により当初計画に比べ大幅な事業費の増加や工期の延長を伴う案件があった。このため、計画段階において適切な適正な事業費及び工期の把握に努めることを求める。」というご意見をいただいております。

これについて、県の評価委員会で検討したところ、着手前に全ての調査を行うのはなかなか難しいということで、できる限りの確認をするということ、また、わからない部分を検討・精査しながら実施していくため、不確定な要素をきちんと把握しておきましょうということで、このような記載にしています。

2段落目では、事業を実施する上では、地質等を含む不確実な要素を的確に認識し、予算の執行管理やコスト管理をしていくことが重要であり、そのため、計画段階で把握しきれていない不確定要素は何なのかを、あらかじめ明らかにしておきましょうということ。

3段落目では、現場の地質など事業費の増加に繋がる要因については、現地や文献等の調査によって可能な限り、計画段階で確認しておき、それをどうやって確認したかを判断根拠欄にメモをしてチェックをしていきたいと思いますということを記載してあります。

判断根拠欄の記載例がありますが、このように、メートル当たりの事業費ですとか、不確実な要素、地質の確認方法をメモして、それを確認することで評価をしていきたいと考えております。

続いて、新しい評価項目として「将来にわたる効果発現見込み」を設定しております。

こちらは、人口減少社会を見据えて、将来にわたり十分な効果発現が見込まれるかといった評価です。評価の視点としましては、対象地域の将来の人口見通しを踏まえ、整備した施設が将来にわたり十分に活用され、効果が確実に発現される見込みが説明できる場合に妥当と判定するというものです。特に、受益対象が少ない箇所にあつては、対象集落の将来のビジョンですとか、移住・定住等の取組状況などを市町村に確認の上で、概ね10年後の将来像を想定して事業の妥当性を評価していきたいと考えています。なかなか想定が難しいところもあるのですが、判断根拠欄の記入例を見ていただきますと、例えば、道路事業ですと、将来の交通量推計をしてそのB/Cが1.0以上となっていることを確認しましたということすとか、河川や砂防事業ですと、保全対象の施設や人家等が将来も存続する見通しを確認していますということすとか。交通安全の施設ですと、通学路の合同点検のときに、PTAの皆さんから今後の通学児童の利用見込みを確認していますということすとか。農業基盤ですと、地域の話し合いに基づく地域計画によって地域農業の将来像を確認しますという、そういった確認をしていきたいと考えております。

次に、優先度評価についてです。

優先度評価は、優先度を点数化する評価手法を検討してまいりました。今までも点数

化しているのですが、もう少し理論的な要素を加えています。

左側の方に体系図があって、その右側の網掛けになっているところに、「ウエイト」「スコア」「評点」というものが並んでいます。ここに書いてあるとおり、ウエイト×スコアの値を合計した総合点で評点を出したいと考えています。

このウエイトのところに細かい数字が並んでますが、縦に足していくと1.00になる数字がウエイトです。スコアは、1から5の5段階で採点していきます。したがって、ウエイトの合計が1で、スコアは満点だと全部5点になりますので総合評点は5点満点になります。

ポイントとしましては、3つあります。

1点目、多角的視点による評価項目の再設定として、施設の役割や、県民生活への影響、地域住民との協働など多角的な視点によって評価項目を再設定しております。特に、住民協働の視点を全ての事業に適用しました。こちらは、また後ほど詳しく説明をさせていただきます。

2点目ですが、理論的な意思決定手法によるウエイトの設定。先ほどのウエイトですが、AHP分析手法という意思決定手法を用いまして、事業の所管課の価値観を数値化しています。こちら後ほどご説明します。

3点目、客観性・公平性の確保のため、外部有識者の皆さんの意見を反映して評価制度を構築してまいりました。また、部局をまたぐ事業がありますが、防災事業、道路事業、農業関係の事業、この3つに再分類しまして、評価基準の一部を統一してきました。

次に、ウエイト×スコアというところを詳しく見ていただきます。まず「ウエイト」の設定をどのようにしたかというところをご覧ください。

こちらが、AHP分析手法を活用した考え方です。特徴としましては、左側ツリーの図で、評価項目をツリー状に整理して、項目の構造をしっかりと整理しています。例えば、資料には地すべり対策事業の例を載せてあるのですが、レベル1のところを見ていただくと、1つ目に災害発生時の影響の大きさ、2つ目に災害発生時の危険度、起こりやすさ、3つ目に地域の防災体制、防災意識の高さといった3つをレベル1としています。この3つでウエイトの比率を出してくださいと言ってもなかなか難しいので、右側の②のとおり、階層ごとの項目間の一対比較というものをやります。この3つの事項を、それぞれペアにして総当たり戦のような形で表に整理をして、どちらがどの程度重要かというのを、このアンケート表に丸をしていく作業をしました。例えば、災害発生時の影響と災害発生時の危険度について、どちらが重要かを見たときに、右側の危険度の方が重要というところに丸がつきます。災害発生時の影響と地域の防災体制を比べたときは、左側の発生時の影響がやや重要というところに丸がついています。危険度と防災体制では左側が重要というところに丸がついて、それぞれその上に数字が並んでいますが、そのポイントを下の③の比較表に入れて幾何平均値を取り数学的に計算処理をしていきますと、ウエイトが出る仕組みになっています。これが、AHP分析の考え方を活用した意思決定手法です。

先ほどの、どちらがどの程度重要かというアンケートの部分は、県庁の所管課で設定しているのですが、有識者のご意見も反映しておりまして、評価監視委員会の永藤先生や豊田先生、古本先生にもご協力いただきながら設定してきています。

これを各階層でそれぞれ行いまして、それを掛け合わせると項目ごとのウエイトが算出されるという仕組みになっています。ここまで県庁の方でやってきています。また後ほど具体的に見ていただきたいと思います。

対象事業ですが、今回評価基準を設定した事業は、記載のとおりです。事業種類が3つありまして、事業名と事業区分に細分化した22区分の細事業について基準を設定しています。

一番左側にある3つの事業種類ごとに評価項目の体系を統一しています。また、個別事業と、更にその区分ごと、ウエイトをそれぞれ設定しています。

例えば、道路改築事業では、市街地と中山間地に分けています。最初の検討の方向性でご説明しました地域特性に応じた評価ができるように、それぞれ設定したものです。また、例えば、街路事業の中には市街地の街路、市街地とICを結ぶようなアクセス道路、歩行者を中心としたウォークアブルな道路、それぞれの事業特性によって評価の尺度が違ってきますので、それぞれでウエイトを設定しています。

別添資料で具体的にご覧ください。

左側に評価項目の体系、右側に事業別のウエイトを記載してあります。数字が入っているところが、その事業の評価対象の項目になっています。

まず1枚目の防災・減災対策の評価体系ですが、レベル1の「災害発生時の影響」、「災害発生の危険度」、「地域の防災体制」のそれぞれに関する項目で構成しています。

ウエイトの特徴的な部分として、地すべり対策事業は、地すべりの兆候が現れた箇所を確実に対処していくという事業ですので、「災害発生の危険度」に関する項目のウエイトが高くなっています。それに対して、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業、河川事業等については予防保全的に、災害が起きる前に対策するという特性がありますので、「災害発生時の影響」に関するウエイトが高くなっています。特に、「人命・財産の保全」というところが高くなっています。また、農村地域防災減災事業では、整備対象が県の施設ではなく、地域の農業者が管理する用水路等の整備を行う事業でありますので、「地域の防災体制・防災意識」に関するウエイトが高くなっています。

続いて、道路関係の事業です。レベル1では、「事業効果」と「推進環境」の2つに分けています。そして「事業効果」を、レベル2として、「走行性・安全性の向上」、「防災機能の強化」、「生活環境の改善」、「産業・観光の振興」といった4つに区分しています。

道路改築事業では、先ほどご説明したとおり、市街地と中山間地でウエイトを分けています。比べると、市街地の道路では、「災害時の機能確保」、「災害危険箇所等の安全性向上」、「都市機能の強化」、「沿道環境の改善」、「地域産業の活性化」のウエイトが高くなっています。一方で、中山間地の道路では、「ネットワークの代替性確保」、これは災害が発生したときの孤立化に影響するもの、「拠点等への通行機能向上」、これは中山間地域と市街地を結ぶ機能など、「観光周遊性の向上」といった項目のウエイトが高くなっています。

農業基盤整備では、レベル1では、「農業の収益性向上」、「農業の持続的発展」、「農村地域の振興」、「多面的機能の発揮」の4つの視点で整理しています。

ウエイトの設定については、かんがい排水事業は、農業のベースとなる水を確保する

事業ですので「農業の収益性向上」とともに「農業の持続的発展」のウエイトが高くなっています。畑地帯総合土地改良事業は、果樹や野菜などの収益性の高い農業の基盤を整備するものですので、「農業の収益性向上」のウエイトが高くなっています。経営体育成基盤整備事業は、水田などの農地を地域の担い手に引き継いでいくための事業ですので、「担い手への農地集積」のウエイトが高くなっているのが特徴的です。中山間総合整備事業は、生産条件に恵まれていない中山間地の農業農村を維持するというものですので、「農村地域の振興」や「多面的機能の発揮」といったところのウエイトが高くなっているのが特徴的です。

このような項目やウエイトの設定について、後ほどご意見をいただければありがたいですし、来年度に具体的な箇所の評価を見ていただく際にも、各事業の項目やウエイトをご確認いただきたいと思いますと考えていますので、よろしくをお願いします。

次に、「スコア」について説明させていただきます。

こちらが、実際に評価する箇所ごとの評価作業になります。資料は、優先度評価分析シートの抜粋です。この分析シートの左側の部分が評価項目のツリーの部分を転記したもので、真ん中にスコアの採点表があります。

例えば、点線で囲ってあるところは、「要配慮者利用施設の保全」という項目で、保全施設の有無を評価する項目ですが、下に記載の評価基準では、「要配慮者利用施設のうち重要施設とは、高齢者、障害者等自力避難が困難な方が24時間入居、入院している施設」という定義があり、例えば、ここでは通所介護施設デイサービスセンターが被害想定にある場合は、重要施設以外の一般施設ということになりますので、スコアに3点と入力して、判断根拠欄にデイサービスセンターがある旨を記入するといった作業をして採点をしていきます。これが各箇所の評価作業になります。

次に、先ほどご説明しましたとおり、各事業において住民協働の視点を拡充していきたいと考えています。ポイントは、住民協働の意識が高い箇所が優先となる評価基準にして、ハードだけに頼らない地域づくりへ政策誘導するというねらいです。

例えば、防災・減災の事業では、「流域治水の推進」の項目を全ての事業に設けています。取組の例としましては、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、学校における避難確保計画の作成や避難訓練の実施、防災マップや支え合いマップなどの作成等、地域の方々がこのような取組をしている箇所の優先度を高くしたいという考えです。

道路整備においては、「地域住民等との連携」という項目で、歩道の草刈りや美化活動、アダプト活動に積極的なところ、また交通安全の施設を整備する箇所では、既に交通安全の指導や見守り活動を住民でやっているところを優先的に事業ができるようにしていきたいと考えています。

農業基盤整備では、地域独自の取組として、棚田保全や農業試資産の教育・観光等への活用、地域ぐるみの共同活動等が行われている箇所で優先的に事業を実施していけるよう考えております。

次に、具体的な評価の様式ですが、ご覧の3枚のセットになります。1枚目が「新規評価シート」の総括表です。目的や事業概要、事業効果、計画熟度が書いてありまして、評価結果が一番下にあります。評価結果の右側の方に、妥当性の○、×と、優先度評価の1～5点の評点結果を載せたいと考えています。

その根拠については、「妥当性評価のチェックリスト」として、先ほどの18項目のチェックを行って、判定が全て「○」になっていれば妥当という形のチェックリストを整理することと、「優先度評価分析シート」として、事業ごとの評価基準を設定したものに、スコアとその判定根拠を記入し、評点が計算されるシートを作成します。今後の評価監視委員会では、この3枚のシートをご確認いただきたいと考えています。

新しい制度の説明については以上です。

(永藤委員長)

ただいま説明のありました内容について、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

(小山委員)

例えば、地すべり対策の例のところ、レベル1として、「災害発生時の影響」と「危険度」と「防災体制」、この3つを挙げられているのですが、例えば「発生災害時の影響が大きいから、優先しましょう」とか、「発生災害時の危険度が高いから優先しましょう」というのはなんとなくわかるのですけれども、地域の防災体制、要するに「防災意識が高いから優先しましょう」というところがちょっとピンとこない。例えば、危険なところでも防災意識が低ければ優先順位が低くなるのかというふうにも感じるのですが、その点をお聞きしたい。

あとは、これをそのままつかって「防災意識が高ければ事業優先しますよ」ということになるのであれば、これは県民の方々にはある程度周知しておいた方がいいのではないかと思います。

もう一つ、防災・減災対策、道路整備、農業基盤整備、この大きな3つの事業種類があるのですが、この3つに含まれる全ての事業を一括で優先度評価するという点でよろしいですか。防災は防災の中で順位付けをするとか、道路は道路で順位付けをするということではなくて、全部一括で順位付けするのか、というところを教えてください。

(事務局)

最初の防災意識が高くなければ事業ができないのかというご質問ですが、基本的にはハードとソフトを一体的に進めたいと思っております。どちらかが高いとか低いとかそういうことでなくて、一体的に進めていきたいと。確かに、危険度が高いければハードをやらなければいけないということはもちろんなのですが、住民の方にもそういう体制になっていただきたいという気持ちを込めて、そういう体制になってほしいということで、このような優先度評価としております。

今言われたように、そういうことを踏まえますと、やっぱり県民への周知は欠かせませんので、今後しっかり周知を図っていきたいと思っております。

事業を大きく3つに区分したということでご説明させていただいたのですが、この3つでそれぞれ優先順位付けをするわけではなくて、防災・減災対策では、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策、砂防というような事業ごとになります。道路では、道路改築は道路改築、街路は街路ということで、その中で市街地、中山間地等に分けています

けれども、これは各事業一体として評価できる形と考えております。

(古本委員)

新規評価の対象箇所の要件は変更ないとのことですが、「以下を除く全ての箇所」と書いてあって、除外した理由は何なのでしょう。調査のみの箇所は除外するとか、これがどういう意味かなと思って、理由は何でしょうか。

(事務局)

新規評価の対象箇所といたしましては、従前と変更なしということなのですが、今おっしゃった調査のみの、本工事をやらないような箇所は、調査をして今後の本工事を別途検討していくというものになりますので、そのような調査のみの箇所は対象としておりません。

(古本委員)

というか、調査はできるだけやってほしいというふうに考えていて、例えば土質の問題が出てきましたけど、事前の調査が十分であれば工事遅れることなく、結果、費用が増大するというものもない。あらかじめ未知の部分が多いわけなので、そこで途中で工事のやり方が変わるとか、あとの影響が大きいですね。気持ちとしては、調査を十分にやってほしいわけなのですが、それができるような仕組みであればいいと思います。

(事務局)

今、古本先生がおっしゃったように、調査をやればやるだけいいんですけども、そこら辺の兼ね合いをどうするかということかと思っております。調査をすれば、正確な状況はわかるのですが、どこまで調査して工事に入らなければいけないのか。そのラインというのは非常に難しいということもあります。今回妥当性の評価に設定させていただいたのですが、適正な事業費をつかむというところで、限られた財源の中でできるだけ調査をして、あとプラスアルファのところ文献などで、その周辺の地質とか、今までの経過とか見ながら、なるべく正確な全体事業費を把握していくことに努めていきたいと思います。

(事務局)

災害復旧や維持管理に関するものを除いているのは、新規評価の役割である「事業採択の判断に活用する」ということを考えると、維持管理というのは当然しなければならないものである一方で、判断が必要な新しく造るものの方を重視しようということで、除かれてたということがあります。

(永藤委員長)

今の調査のことなんですが、文化財なんかもそうですね。
他に何かご質問ありますでしょうか。

(小山委員)

今回の提案で過去の事例を試してみたりはされましたか。

(事務局)

今回の運用に当たりまして、過去の事例で検証してございます。

(小山委員)

例えば、点数がひっくり返った箇所とかそういうのはあったのでしょうか。

(事務局)

今回ご説明させていただきました市街地と中山間地の道路で差があったものが同等になった例もありました。要するに、従来では市街地は点数が高く中山間地は低いということがあったんですけど、それが今回の制度を用いますとほぼ同じような点数になったというようなこともありました。

(永藤委員長)

それでは、(1)の議題についてはよろしいでしょうか。

(発言なし)

はい、ありがとうございます。

(2) 事後評価様式の見直しについて

(永藤委員長)

(2) 事後評価様式の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料の枠で囲ってある部分が、今年度の事後評価意見書の抜粋です。

「公共事業への理解の促進と透明性の確保の観点から、事後評価の結果も活用しながら事業効果を「見える化」し、県民や地域住民に向けて積極的に情報発信していくことを期待する」というご意見をいただきました。

ご意見を受けまして、各事業、各所属で、事業効果の発信を強化していくことを県の内部で共有したところなのですが、更に、評価制度における対応としましても、事後評価の様式を改正し、事業効果の発現状況等を県民にわかりやすく表現することで、評価結果を県民への情報発信に活用していきたいと考えています。

様式の改正案ですが、まず、こちらが現行の様式です。1枚目に各評価項目をテキスト形式で記載し、2枚目の方にそのバック資料となる図や写真を載せて整理してきています。この様式では、各評価項目の説明が様式をまたがっていたり、一般の方には少し読みにくい部分があったりしたかと思えます。

そこで、次のページ以降のとおり、スライド形式に改正したいと考えています。

こちらは、令和4年度に詳細審議をしていただいた、道路改築事業 替佐～静間バイパスの評価シートの内容を新しい様式に転記したものです。評価項目や内容はそのままですが、評価項目ごとの説明とそれに係る図や写真を一体にしたことで、一般の方から見て、現行の様式よりも少し見やすくなったかと思えます。

来年度の評価から、この新しい様式でご説明をしていきたいと思えます。また、評価結果を県のホームページで掲載して、事業の効果や改善点などを県民の皆さんにもご覧いただけるようにしたいと考えています。

説明は以上です。

(永藤委員長)

ただいま説明がありました内容について、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

(熊谷委員)

大幅にわかりやすくなって、良い様式になっているのではないかと思います。

(加々美委員)

私も、わかりやすくなったと思えます。

(小林委員)

積極的な情報発信というのは、前々からずっとお話されていたことでしたので、とても見やすくなって良かったと思えます。

(新宅委員)

皆さんおっしゃる通り、本当に見やすくなって良かったです。

県のホームページでこれを発信していくってことですね。ホームページではどこに載せているのでしょうか。

(政策評価室)

県のホームページに載せて公表していきたいと考えております。

ホームページの「公共事業評価」というところで評価結果を公表しております。

(新宅委員)

わかりました。せっかくこんなに良い資料を作っていただけるのであれば、もう少しホームページもわかりやすいように発信していただくと本当に理解されて、皆さんの協力を得られるようなことに繋がるのではないかなと思えます。よろしくお願ひします。

(五味委員)

他の委員の先生方とまったく同様でございますけれども、従前の様式に比べると圧倒

的にわかりやすい形に改まっておりますので、非常にいいなと思いました。

(永藤委員長)

他にご意見ありますでしょうか。なければ、これで本日の議事は以上になりますけれども。

(発言なし)

それでは、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

ありがとうございました。以上で審議を終了させていただきます。

今回は新規評価制度の改正ということでご説明させていただきました。今日の説明だけではわかりにくい部分もあるかと思えますけれども、来年度以降、このような形でやっていく中で、随時ご意見をいただければと思えますので、ぜひともご協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして令和4年度第5回長野県公共事業評価監視委員会を閉会といたします。どうもありがとうございました。